労働者派遣法に基づく情報提供(本社)

サンワコムシスエンジニアリング株式会社について

●事業運営に関する事項について

社名: サンワコムシスエンジニアリング株式会社 本社

所在地 : 141-0022 東京都品川区東五反田2-17-1 設立 : 1947年9月 資本金 : 4億5.000万円

代表者 : 代表取締役社長 大内 宏之 事業内容 : 一般人材派遣事業(派13-309664)

事業所数 : 1事業所

●派遣事業について (労働者派遣事業報告書、2025年6月1日現在の状況報告より)

①派遣労働者の数: 7人②派遣先の数: 4社③マージン率: 22.4%

④教育訓練に関する事項 : スキルアップ研修、資格取得研修、セキュリティ研修、コンプライアンス研修

(教育訓練に関する費用の自己負担はございません。)

⑤労働者派遣に関する料金額の平均 : 1日7.5時間あたり38,220円⑥派遣労働者の賃金額の平均 : 1日7.5時間あたり29,635円

⑦福利厚生に関する事項 : 健康保険、ラフォーレ倶楽部、定期健康診断、厚生年金、

交通費支給、人間ドック補助(35歳以上)、資格支援補助

マージン率について(2024年度実績)

マージン率 _ 労働者派遣に関する料金額の平均38,220円ー派遣労働者の賃金額の平均29,635円

22.4% 労働者派遣に関する料金額の平均額38,220円 ※1日7.5時間あたり

※マージンに含まれる費用として会社が負担する健康保険・厚生年金・労働保険の費用となる社会保険料が 含まれております。

労働者派遣制度の概要について

労働者派遣とは、いわゆる「労働者派遣法」に基づき、事業運営が実施されており、「派遣元事業主(派遣会社)が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させること」をいいます。雇用関係は皆さんと派遣元事業主との間にあり、お仕事に関する指揮命令者は皆さんと派遣先との間にあります。

労働者派遣法は、雇用主である派遣会社(派遣元)と、実際に終業する会社(派遣先)が別になります。 お給料を支払うのは、派遣会社(派遣元)です。

労使協定の概要について

当社は労使協定を締結しています。

有効期間:2024年4月1日~2026年3月31日

対象となる派遣労働者の範囲:一般事務およびエンジニア(情報処理・通信技術者)に従事する従業員